

神奈川大学法学研究所 公開シンポジウム

生物多様性の保全をめぐる法と政策 —奄美・琉球諸島を事例として— を振り返って

諸坂 佐利

現在、奄美大島・徳之島、そして沖縄県やんばる地方と西表島は、2018年を目途に世界自然遺産登録を目指している。これらの島々には、地球上そこにししか生息しない希少な動植物が数多く存在する。国の特別天然記念物であるアマミノクロウサギやイリオモテヤマネコを筆頭に、ヤンバルクイナやリリカケス、アマミトグネズミなどの希少種・絶滅危惧種は、昆虫や植物まで入れると数百数千の種を優に

超える。これら我々のかけがえのない財産を後世に引き継ぐべく当該地域の遺産登録は是が非でも達成されなければならない。

しかしながら現在、これらの島々ではこれら希少生物を捕食等侵襲するネコが非常に深刻な問題となっている。この「ネコ問題」の解決なくして遺産登録はあり得ないといっても過言ではない。

この「ネコ問題」とは、私たちのペットのネコが

放し飼いされることによって、あるいは逸走ないし遺棄されることによって引き起こされる問題の総称である。本稿の主たる関心は、自然生態系への脅威としての「ネコ問題」ではあるが、実は、この横浜などの都会でも、糞尿の悪臭や盛り声などの騒音、不適切な餌やり行為による公衆衛生(公害)問題など、あるいは狂犬病やトキソプラズマといった「人」の生命、身体、健康に対する感染症リスクなど、深刻な問題でもある。

ネコは生後6か月で繁殖能力を持つ。そして一回の出産で5~6頭を出産し、鹿児島や沖縄のような亜熱帯気候の地では年3回の繁殖が可能とのことである。野外放置のネコは、(ネコなのに!?)ネズミ算的に増殖を繰り返す。

ネコ問題を引き起こすネコとは、適正飼養(=屋内飼養)されていないネコ、すなわち①屋外飼養のネコ、②飼い主の手を離れ半野生化してしまったノラネコ、③完全野生化してしまったノネコの3種類である。動物愛護法では、法的義務とまではなっ

神奈川大学法学研究所 公開シンポジウム 生物多様性の保全をめぐる法と政策 —奄美・琉球諸島を事例として—

現在、世界自然遺産登録を目指す奄美大島・徳之島、そして沖縄県やんばる地方と西表島では、その希少な生物を捕食等侵襲する野生化イエネコ(ノネコ)の問題が深刻さを極めている。この「ネコ問題」の解決なくして遺産登録はないといっても過言ではない。この問題に対しては、自然生態系に打撃を与えるノネコの捕獲および捕獲後の方策、そしてノネコの供給源であるところのイエネコ(=ペット)の適正飼養の実効性ある制度づくりが肝要と考える。本シンポジウムでは、行政担当者及び奄美、琉球の自然保護の最前線で活動される方々をお招きし、これら島嶼におけるノネコ被害の実態、当該対策の現状と課題等についてご講演いただく。そしてそれを踏まえて当該問題に関する今後のありべき展望について、法解釈学、法社会学および公共政策学的観点から議論を深化、展開したいと考える。

登壇者

●番匠 克二氏(環境省自然環境局野生生物保護課希少種保全推進室室長)

「全国各地の希少種生息地におけるノネコ問題」

●山田 文雄氏(森林総合研究所特任研究員)

「希少固有種保全の最前線の奄美大島・徳之島で起きているイエネコ問題と取組み」

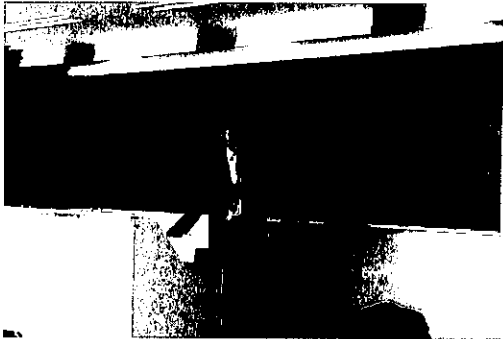
●長嶺 隆氏(NPO法人どうぶつたちの病院沖縄理事長)

「そもそもネコ問題とは? —ネコが奪い続ける多くの命—」

日時: 2016年10月15日(土) 14:00~17:30(13:30開場)

場所: 神奈川大学横浜キャンパス3号館405講堂

神奈川大学法学研究所主催シンポジウム(チラシ)



希少種保全の観点から全国のネコ問題を整理し問題提起を下された番匠さま

ていないが、ネコに限らずペットの屋内飼養を指導する。犬の場合には同法や狂犬病予防法に基づいて屋外飼養への規制が厳しく規定されているが、ネコは元来ネズミ駆除のための家畜として飼養された歴史的文化的背景から屋外にて保留もせず、かつ不妊去勢もしないまま で飼養（放置）することがままあった。それがためノラネコやノネコといった存在をこの社会に生み出すこととなり、それがいまや現代社会では、上記のような、いろいろな問題を引き起こしてしまっているのである。

この「ネコ問題」に対するアプローチとしては、まずは自然生態系に打撃を与える野生化イエネコ（ノネコ）の捕獲問題と捕獲後の対策課題、そしてその根源的問題であるところのペット（＝イエネコ）の適正飼養、さらには絶滅危惧種や在来希少種（固有種）の保全対策といった多角的な視点からのアプローチが必須である。しかしながらこれらのアプローチを実効化する法制度は、国も地方公共団体においても未だ十分に確立していない状況にある。この問題に関しては、国と地方自治体の協働のみなら

ず、官民協働の視点を以って、法実務の実効性（実現可能性と持続可能性）を見据えた法解釈学的、政策法務的検討が、早急にかつ積極的になされなければならない。

さて前置きが長くなってしまったが、表題のシンポジウムでは、このような問題意識のもと、まず番匠克二氏（環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長）から「全国各地の希少種生息地におけるノネコ問題」というタイトルで、奄美・琉球諸島に限らず、現在日本各地でネコがいかに自然生態系の脅威となっているかについて概観して頂いた。続いて奄美、琉球の自然保護の最前線で活動される保全生態学者である山田文雄氏（森林総合研究所特任研究員）には「希少固有種保全の最前線の奄美大島・徳之島で起きているイエネコ問題と取組み」という



アマミノクロウサギ研究の第一人者であられる山田さま

タイトルで、また獣医師で、かつNPO 法人どうぶつたちの病院沖繩理事長であられる長嶺隆氏には「そもそもネコ問題とは？－ネコが奪い続ける多くの命－」というタイトルで、それぞれのフィールドでいま何が起きているのか、自然保護活動を展開す



ネコ問題の最前線で臨床の立場から活躍されている長嶺さま

るうえで何が障壁となっているのか、そしてネコ（ペット）の適正飼養のあり方についてご講演頂いた。そしてそれを踏まえて筆者からは法解釈学および公共政策学的観点から、東郷からは法社会学の立場からのコメントを行い、今後のあるべき展望についてフロアの参加者を交えて議論を深めた。

このネコ問題は、ネコの問題でなく、人の問題である。人は何故ペットを飼うのか。ペットに対する愛護と福祉の哲学を我々はどう観念するのか。そして人間社会はペットとどう向き合うのか。この問題

は絶滅の危機に瀕している生物を保全するといった国家プロジェクトの前においては時間との勝負でもある。現在筆者は、今回のシンポジウムにご登壇いただいた山田、長嶺両氏とともに「外来ネコ問題研究会」を立ち上げ、環境省との情報共有・連携の下で当該問題に関する抜本的解決に望む法政策の確立を目指し研究・活動している。また奄美大島5市町村、徳之島3町、やんばる国頭3村、そして竹富町のそれぞれの条例等制度改正に参画している。当該問題へのアプローチは、我々専門家による専門技術的知見をベースに、かつ予防原則に基づく早急な法政策の展開が必要である。しかしながらそれ以上に肝要な点は、当該法政策のマネジメント体制である。これには地元の獣医師、NPO、ボランティアの存在が欠かせない。また地元住民のペットの飼い方や自然生態系を自らの財産として守っていこうとする地元住民の自覚も重要である。国や地方公共団体を含めてそれぞれの立場の者の“協働”なくして、この問題の解決はあり得ないと考えている。

（法学部准教授）



パネルディスカッションにおける
（左から）東郷、山田両氏



（左から）番匠、長嶺両氏と私